

山梨県公報

号外第十七号

平成二十五年

三月二十八日

木曜日

目次

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例……………三

山梨県新型コロナウイルス感染症対策本部条例……………四

山梨県等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例……………五

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………五

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例……………五

山梨県行政財産使用料条例の一部を改正する条例……………五

山梨県県税条例の一部を改正する条例……………七

山梨県環境影響評価条例の一部を改正する条例……………七

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………七

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例……………九

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………九

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一〇

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………一一

山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例を廃止する条例……………一二

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例……………一二

条例のあらまし

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(条例第十七号)(障害福祉課)

- 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の改正を行うこととした。
 - 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例等の関係条例について、障害者自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

に改正されることへの対応及び頂すれの整理を行うこととした。

- 福祉型の県立障害福祉施設での障害児の短期入所の対象者については、現状のとおり、身体障害、知的障害又は精神障害のある児童とすることとした。
- 県立育精福祉センターで実施する短期入所の対象者から知的障害者を除くこととした。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)のうち頂すれの整理に係る部分については、平成二十六年四月一日から施行することとした。

山梨県新型コロナウイルス感染症対策本部条例(条例第十八号)(健康増進課)

- 新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の規定に基づき、次のとおり、山梨県新型コロナウイルス感染症対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができることとした。
 - 本部長は、対策本部の会議に国の職員その他県の職員以外の者を出席させ、意見を求めることができることとした。
 - 本部長は、対策本部に部を置くことができることとした。

この条例は、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法の施行の日から施行することとした。

山梨県等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例(条例第十九号)(行政改革推進課)

- エネルギーに関する施策を一層推進するため、エネルギー局を設置することとした。
- 防災会議の委員の定数について、知事の部内の職員のうちから指名する委員の定数を十二人以内とすることとした。
- この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十号)(市町村課)

- 知事の権限に属する事務のうち市町村に移譲した次の法令に係る事務の一部について、処理する市町村を拡大することとした。
 - 児童福祉法
 - 探石法
 - 砂利採取法
 - 不動産登記法及び国有財産法施行令
 - 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第二十一号)(人事課)

- この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

1 警察活動の強化を図るため、警察官の定数を千六百四十四人に引き上げることとした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

山梨県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(条例第二十二号)(管財課)

1 県庁舎の効果的な活用を図るため、県庁舎多目的ホール等の行政財産に係る使用料を定めることとした。

2 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第二十三号)(税務課)

1 地方税法の一部改正に伴い、地方消費税の税率(現行百分の二十五)を次のとおり段階的に引き上げることとした。

- (一) 平成二十六年四月一日から 六十三分の十七
- (二) 平成二十七年十月一日から 七十八分の二十一

2 国及び県の助成制度の見直しに合わせて、自動車税の減免措置に係るバス路線の要件を見直すこととした。

3 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。ただし、1(二)については平成二十七年十月一日から、2については平成二十五年四月一日から施行することとした。

山梨県環境影響評価条例の一部を改正する条例(条例第二十四号)(環境創造課)

1 環境影響評価法の一部改正に鑑み、事業者から提出された配慮書等について知事が意見を述べようとするときは、山梨県環境影響評価等技術審議会の意見を聴くことができることとした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例(条例第二十五号)(産業支援課)

1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めることとした。

2 廃棄する機器に係る手数料について、項目を削ることとした。

3 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第二十六号)(観光資源課)

1 県立富士北麓駐車場の効果的かつ効率的な管理を図るため、指定管理者制度を導入することとした。

2 この条例の施行の日前においても、指定管理者の指定を行うことができることとした。

3 この条例は、平成二十六年四月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第二十七号)(リニア推進課)

1 県立リニア見学センターにおける体験学習施設の設置に鑑み、施設の効果的かつ効率的な管理を図るため、次の改正を行うこととした。

(一) 県立リニア見学センターの設置の目的を改めることとした。

(二) 県立リニア見学センターの体験学習施設に係る利用料金限度額を定めることとした。

(三) 指定管理者の業務として、体験学習施設の利用の承認に関する業務等を追加することとした。

(四) 指定管理者に利用料金を収入させることとした。

2 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十八号)(教育庁学術文化財課)

1 教育委員会の権限に属する事務のうち市町村に移譲した山梨県文化財保護条例に関する事務の一部について、処理する市町村を拡大することとした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)(警察本部生活環境課)

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に鑑み、型式試験手数料等の額を改定することとした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

山梨県立地域産業振興センター設置及び管理条例を廃止する条例(条例第三十号)(観光企画・ブランド推進課)

1 施設の周辺における類似の施設の整備状況に鑑み、県立郡内地域産業振興センターを廃止することとした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第三十一号)(議会)

1 山梨県部等設置条例の一部改正に伴い、農政産業観光委員会の所管に「エネルギー」に関する事項を加えることとした。

2 この条例は、平成二十五年四月一日から施行することとした。

第一条中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

第三条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例等の一部改正)

第六条 次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

一 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例(昭和五十年山梨県条例第三号)第三条第一項第三号及び第二項並びに第五条第七項

二 山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)別表第一の一の表山梨県障害者介護給付費等不服審査会の項

三 山梨県障害者自立支援対策臨時特例基金条例平成十九年山梨県条例第二十三号)第一条

(山梨県立あゆみの家設置及び管理条例の一部改正)

第七条 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例(平成十八年山梨県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三条第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

一 第一条中山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例第一条の改正規定(「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。)及び同条例第三条第四号の改正規定(「第五条第十一項」を「第五条第十項」に改める部分に限る。)

二 第二条中山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例第一条の改正規定(「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。)及び同条例第四条第六号の改正規定(「第五条第十一項」を「第五条第十項」に改める部分に限る。)

三 第三条中山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例第一条の改正規定(「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。)並びに同条例第二条の表山梨県立梨の実寮の項第三号から第五号まで及び同表山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮の項第四号の改正規定

四 第四条中山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の第二号の改正規定(「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。)

五 第七条中山梨県立あゆみの家設置及び管理条例第三条第二号の改正規定

山梨県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第十八号

(趣旨) 山梨県新型インフルエンザ等対策本部条例

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十号)第二十六条の規定に基づき、山梨県新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 対策本部の長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(第四項において「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員(次項並びに第四条第一項及び第三項において「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)

第三条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十三条第四項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第四条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第十九号

山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例の一部を改正する条例

(山梨県部等設置条例の一部改正)

第一条 山梨県部等設置条例(昭和二十八年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 エネルギー局

エネルギーに関する事項

(山梨県防災会議条例の一部改正)

第二条 山梨県防災会議条例(昭和三十七年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十一人」を「十二人」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項中「山梨市」を「山梨市 大月市」に改める。

第二条の表十の二の項中「南アルプス市」を「山梨市 南アルプス市」に、「忍野村」を「昭和町 忍野村」に改める。

第二条の表十六の二の項中「南アルプス市」を「山梨市 南アルプス市」に、「忍野村」を「昭和町 忍野村」に改める。

第二条の表二十二の六の項中「山梨市」を「山梨市 大月市 韮崎市」に、「富士川

町」を「早川町 富士川町」に改める。

第二条の表二十二の八の項中「早川町」を「早川町 南部町」に改める。

第二条の表二十九の項中「各市町村」を「富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 甲斐市 笛吹市 上野原市 中央市 市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町 昭和町 道志村 西桂町 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第二条の表一の項、十の二の項、十六の二の項及び二十二の八の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表一の項、十の二の項、十六の二の項及び二十二の八の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十一号

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例

山梨県職員定数条例(昭和二十八年山梨県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「一、六四一人」を「一、六四四人」に、「一、九五二人」を「一、九五五人」に改める。

附則第三項中「千六百五十六人」を「千六百五十九人」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内 正明

山梨県条例第二十二号

山梨県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

山梨県行政財産使用料条例（昭和三十九年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第一」に改める。

第三条第一項中「使用料」を「前条の使用料」に改める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 前二条の規定にかかわらず、別表第二に掲げる施設の使用料については、同表に定める額を徴収する。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第四条関係）
一 県庁舎多目的ホール

区分	午前	午後	夜	全日
	午前九時～正午	午後一時～午後五時	午後六時～午後九時	午前九時～午後九時
全面	四、二六〇円	五、六八〇円	四、二六〇円	一七、〇四〇円
東面	二、〇四〇円	二、七二〇円	二、〇四〇円	八、一六〇円
西面	一、一四〇円	一、五二〇円	一、一四〇円	四、五六〇円

（備考）

- 一 使用時間がこの表の区分による時間を超過する場合は超過時間に対する使用料の額は、全日の金額を時間割により算定して得た額とする。この場合において、その超過時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間とする。
- 二 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、この表の使用料の額に百分の四十を乗じて得た額を当該使用料の額に加算した額とする。
- 三 使用料の額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

二 県庁舎多目的広場

単位	金額
使用面積一平方メートルまでごとに一時間	一円六〇銭

（備考）

- 一 使用時間に一時間未満の端数があるときは、その端数を一時間とする。
- 二 営利を目的として使用する場合の使用料の額は、この表の使用料の額に百分の四十を乗じて得た額を当該使用料の額に加算した額とする。
- 三 使用料の額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 三 県庁舎地下駐車場及び県庁舎大型バス駐車場

区分	金額	摘要
県庁舎地下駐車場	一般車 一時間まで 三〇〇円	一時間を超える場合は、三〇分までごとに一五〇円を加算する。
県庁舎大型バス駐車場	中型車 一時間まで 一、二〇〇円	一時間を超える場合は、三〇分までごとに六〇〇円を加算する。
	大型車 一時間まで 一、五〇〇円	一時間を超える場合は、三〇分までごとに七五〇円を加算する。

（備考）

- 一 「一般車」とは乗車定員十人以下の自動車をいい、「中型車」とは乗車定員十人以上二十九人以下の自動車をいい、「大型車」とは乗車定員三十人以上の自動車をいう。
- 二 一時間以内の使用であつて、知事が定める場所への来訪に係るもの（知事が定める手続をした場合に限る。）については、無料とする。

附則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

山梨県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第二十三号

山梨県条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の五中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第四十六条の二第三項中「受けて」の下に「道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに規定する」を加え、「所有している」を「所有する」に、「次に掲げる基準に該当するバス路線」を「当該補助金の対象となる路線のうち平均乗車密度に一日当たりの運行回数を乗じて得た数値が十五以上百五十以下であり、かつ、地域住民の生活上必要と知事が指定した路線」に、「を運行する」を「の運行の用に供される」に改め、同項各号を削る。

第百十五条の三第三項中「において運行されて」を「の運行の用に供されて」に改める。

第百十六条第一項第三号イ(1)中「(昭和二十六年法律第八十三号)」を削る。

第二条 山梨県条例の一部を次のように改正する。

第四十六条の五中「六十三分の十七」を「七十八分の二十一」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中山梨県条例第百十五条の二第三項、第百十五条の三第三項及び第百十六条第一項第三号イ(1)の改正規定並びに附則第四条の規定 平成二十五年四月一日
- 二 第二条及び附則第三条の規定 平成二十七年十月一日

(地方消費税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の山梨県条例第四十六条の五の規定は、この条例の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)以後に事業者(地

方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第八号)第一条第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び施行日以後に保稅地域(同項第二号に規定する保稅地域をいう。以下この条及び次条において同じ。)から引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の山梨県条例第四十六条の五の規定は、附則第一条第二号に定める日(以下この条において「一部施行日」という。)以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び一部施行日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日から一部施行日の前日までの間に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)
第四条 第一条の規定による改正後の山梨県条例第百十五条の二第三項の規定は、平成二十五年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十四年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

山梨県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第二十四号

山梨県環境影響評価条例の一部を改正する条例

山梨県環境影響評価条例(平成十年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。
第四十七条第三項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

- 三 法第三条の七第一項の意見を述べよとするととき。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

手仕上げによるもの) 一 一 「」を「化学分析用試料調製一同」に改める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十六号

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十三条を第十七条とする。

第十二条中「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条中「第七条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二号中「第八条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条を第十五条とする。

第十条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業報告書の作成及び提出)

第十四条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第五条各号に掲げる業務の実施の状況

二 駐車場の管理の業務に係る収支の状況

三 前二号に掲げるもののほか、駐車場の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

第九条を第十二条とする。

第八条第二項中「第五条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第一号中「第六条」

を「第九条」に改め、同条を第十一条とする。

第七条第五項中「第五条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第六条を第九条とし、第五条を第八条とし、第四条を第七条とし、第三条の次に次の

二条を加える。

(指定管理者による管理)

第四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三

項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に駐車場の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

二 富士北麓地域の観光案内に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第六条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、駐車場の効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、駐車場の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

別表第二中「第五条」を「第八条」に改める。

別表第三中「第七条」を「第十条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例第四条及び第六条の規定の例により、山梨県立富士北麓駐車場の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布す

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十七号

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「リニアモーターカーに」を「県民にリニアモーターカーに関する体験学習の場を提供するとともに、リニアモーターカーに」に改める。

第四条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第二号を第五号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 三 施設の利用に関する必要な助言、指導等に関する業務
- 四 リニアモーターカーに関する知識の普及及び啓発のための催しの実施に関する業務

第四条に第一号として次の一号を加える。

一 センターの体験学習施設（以下「体験学習施設」という。）の利用の承認に関する業務

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第一号又は第二号に掲げる日が四月三十日から五月五日までの日である場合には、休館日としないものとする。

第六条第一項第一号中「この日」の下に「又はこの日の翌日」を加え、「以下」を「次号において」に改め、同項第二号中「日曜日」の下に「金曜日」を加える。

第九条を第十四条とする。

第八条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加え、同条を第十三条とする。

三 利用料金の収入の状況

第七条の次に次の五条を加える。

（利用の承認等）

第八条 体験学習施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、第十条第二項の規定により指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

（承認の取消し）

第九条 指定管理者は、体験学習施設を利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

（利用料金）

第十条 体験学習施設を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

（利用料金の還付）

第十一条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、体験学習施設を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の減免）

第十二条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十条関係）

区分	利用料金限度額	
	個人	団体
一般及び大学生	一人 四〇〇円	一人 三三〇円
高校生	一人 三〇〇円	一人 二四〇円
中学生及び小学生	一人 二〇〇円	一人 一六〇円

備考 団体とは、二十人以上をいう。

附則

この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十八号

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表四の項中「身延町」を「早川町 身延町」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例第二条の表四の項の上欄に掲げる事務に係る山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)及び同条例の施行のための教育委員会規則(以下この項において「条例等」という。)の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の前日に条例等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては早川町教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における条例等の適用については、早川町教育委員会とした処分その他の行為又は早川町教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第二十九号

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年山梨県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「二千七百元」を「二千二百元」に、「二千七百二十元」を「四千三百四十元」に、「三万七千七百元」を「三万五千元」に、「八千二百元」を「一万六千三百元」に、「二万四千七百元」を「二万九千元」に、「五千九百元」を「一万四千四百元」に、「五万九千七百元」を「五万九千元」に、「一万四千七百元」を「二万三

千円」に、「三万七百元」を「三万五千元」に、「一万八百元」を「一万九千元」に、「三千六百八十円」を「一万二千六百円」に改め、同表二の項中「六千三百円」を「三千九百元」に、「一万八千円」を「六千三百円」に、「百五十三万円」を「百四十三万五千円」に、「二十九万六千円」を「四十三万八千円」に、「百十四万円」を「百十二万八千円」に、「十七万四千円」を「三十三万八千円」に、「百八十一万六千円」を「百六十二万二千円」に、「三十九万九千円」を「四十七万九千円」に、「百十九万三千円」を「百十四万八千円」に、「三十四万九千円」を「四十八万二千円」に、「百十九万二千円」を「百十四万七千円」に、「三十四万八千円」を「四十八万円」に改め、

「1 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させ

同表三の項中

(2)(1) マイクプロセッサを内蔵するもの

2 特定装置が設けられているもの(1に掲げるものを除く。)

(2)(1) マイクプロセッサを内蔵するもの

(1)に掲げるもの以外のもの

ることができるものに限る。)

三万二千三百円	「1 特定装置が設けられている	四万三千三百
八千円	マイクプロセッサを	二万三千三百
を	(1)に掲げるもの以外のもの	三万六千三百
二万五千三百円	2 特定装置が設けられている	二万三千三百
八千円	マイクプロセッサを	
「	(1)に掲げるもの以外のもの	
内蔵するもの	(2)(1)	
もの(1に掲げるものを除く。)	マイクプロセッサを	
の	(1)に掲げるもの以外のもの	
円		
円		
円		
円		

に、「五千七百元」を「二万二千円」に、「六万二千三百円」を「六万八千三百円」

平成二十五年三月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第三十一号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例（昭和三十一年山梨県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中(六)を(七)とし、(一)から(五)までを(二)から(六)までとし、同号に(一)として次のように加える。

- (一) エネルギー局に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれの委員会に付託されている案件でこの条例の施行の日以降その所管が異なることとなる案件は、この条例による改正後の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれ所管の委員会に付託された案件とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番